

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(新設)</p> <p>(学府教授会等の議決)</p> <p>第 15 条 学府教授会等は、<u>前条</u>の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査結果の報告)</p> <p>第 16 条 学府長又は研究科長は、学府教授会等が学位を授与するものと議決した者の氏名に次の事項を記載した書類を添えて学長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(学位記の様式)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(博士論文研究基礎力審査)</p> <p><u>第 14 条の 2 修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第 73 条第 3 項に規定する試験及び審査 (以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行う場合には、第 9 条、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び前条の規定を準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「修士の学位論文」とあり、第 12 条第 1 項中「学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認」とあり、第 13 条第 1 項中「第 4 条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験」とあり、第 14 条中「学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとし、第 14 条中「論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査の結果の要旨」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、博士論文研究基礎力審査を行う学府において別に定める。</u></p> <p>(学府教授会等の議決)</p> <p>第 15 条 学府教授会等は、<u>第 14 条</u>の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査結果の報告)</p> <p>第 16 条 学府長又は研究科長は、学府教授会等が学位を授与するものと議決した者の氏名に次の事項を記載した書類を添えて学長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 博士論文研究基礎力審査による修士の場合は、博士論文研究基礎力審査の結果の要旨</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(学位記の様式)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p><u>2 学則第 71 条の 2 に規定する博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。</u></p> | |

附 則 (25 教規程第 8 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。